

# 令和7(2025)年度 福岡市児童発達支援センターでの一時預かり事業 利用申請のご案内(在園児用)

児童発達支援センターを利用する世帯の就労を支援するため、福岡市内の児童発達支援センターに通園する児童を対象に、療育終了後の一時預かり(18時まで)を実施しております。

このご案内では、児童発達支援センターでの一時預かりを利用される方向けに、利用に関する手続きや必要な書類等について記載しております。内容をご確認いただき、手続きをお願いいたします。

申請に必要な様式等は福岡市HPに掲載しております。  
右記QRコードよりご確認ください。



## 1. 事業の概要

利用時間：療育終了後から 18 時まで ※18 時までに保護者が施設にお迎えに来る必要があります

預かり日：施設の開所日 ※療育が短時間の日や行事の日などは預かりをお休みする場合があります。詳しくは各施設にお尋ねください。

利用料：無料 ※但し、おやつ・飲料は保護者で準備していただく場合がございます。  
詳しくは各施設にお尋ねください。

## 2. 一時預かり実施施設 ※福岡市内全ての児童発達支援センターで実施

| 区分 | 施設名      | 定員※<br>(最大) | 所在地             |
|----|----------|-------------|-----------------|
| 公立 | 東部療育センター | 16名         | 東区青葉4丁目1番1号     |
|    | めばえ学園    | 8名          | 博多区半道橋1丁目17番1号  |
|    | 南部療育センター | 12名         | 博多区三筑2丁目 ※現在整備中 |
|    | あいあいセンター | 4名          | 中央区長浜1丁目2番8号    |
|    | 西部療育センター | 16名         | 西区内浜1丁目5番54号    |
| 私立 | さくら園     | 8名          | 東区雁の巣1丁目6番10号   |
|    | joyひこばえ  | 8名          | 博多区上川端町6番10号    |
|    | こだま      | 8名          | 博多区井相田2丁目2番10号  |
|    | しいのみ学園   | 8名          | 南区井尻1丁目37番12号   |
|    | ゆたか学園    | 8名          | 城南区東油山161番2号    |
|    | 野の花      | 8名          | 西区今津734番1号      |

※定員については予定であり、各施設の体制等により変更することもあります。

## 2. 利用できる方

下記の要件をすべて満たし、福岡市から利用承認を受けた場合に、預かりが利用できます。

- ・一時預かりを実施する児童発達支援センターに単独で通園する児童  
※親子通園の児童は一時預かりの利用はできません
- ・保護者全員が、一時預かりの必要性の事由に該当すること（下記参照）

## 3. 一時預かりの利用について

### （1）一時預かりの必要性の事由（保護者の状況）および利用期間について

一時預かりの必要性に応じて、利用期間が異なります。

| 一時預かりの必要性の事由（保護者の状況）                     | 利用期間   |
|--|--|
| 月 60 時間以上就労している場合<br>(就労開始・復職予定含む)       | 令和 8 年 3 月 31 日まで<br>※就労開始・復職予定及び、雇用期限がある場合などは、利用期間が短くなることがあります。       |
| 月 60 時間以上就学している<br>(通信教育は含まない)           | 次のうち、いずれか短い期間<br>ア) 令和 8 年 3 月 31 日まで<br>イ) 保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで |
| 疾病、負傷、障がい等がある                            | 令和 8 年 3 月 31 日まで<br>※添付書類に期間の定め等がある場合には、有効期間が短くなる可能性があります。            |
| 同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護(月 60 時間以上) |  |
| 災害等の復旧にあたっている                            |  |

#### 【必ず確認してください】

- ・一時預かりの必要性が認められるのは、保護者全員が上記の一時預かりの必要性の事由に該当する場合です。
- ・利用の継続を希望する場合は、利用期間の満了前に保育の必要性の事由を証明する書類の提出が必要です。  
継続の手続きについては、提出時期に別途ご案内します。

#### 【就労予定・復職予定の場合】

- ・利用承認を受けた場合、申請時の就労開始予定日までに就労を開始し、1か月以内に、改めて就労証明書を提出してください。提出が確認できない場合には、利用を取り消す場合があります。

### （2）申請に必要な書類（必要な様式は、福岡市ホームページに掲載しております。）

申請に必要な書類は、世帯状況により異なります。下記をご確認の上、必要書類の添付や記入漏れ、記載内容に誤りがないようご提出ください。その他、必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることができます。

#### ◆ 必要な書類（添付書類については、原則、発行から3か月以内のものを提出ください。）

①児童発達支援センターでの一時預かり利用申請書・・・必ず表面・裏面ともに記入してください。

②一時預かりの必要性を証明する書類（保護者全員の書類が必要）

保護者の状況により必要な書類が異なります。（3）の表を確認してください。

## ◆ 世帯の状況により必要となる書類

世帯が以下の状況にあてはまる場合は、該当する必要な書類をご提出ください。

| 世帯の状況                          | 必要な添付書類               |
|--------------------------------|-----------------------|
| 単身赴任などで保護者が <u>市外</u> 在住している場合 | 住民票(世帯全員分で続柄が記載されたもの) |

## (3) 一時預かりの必要性を証明する書類 ※保護者全員の書類が必要

| 保育の必要性の事由（保護者の状況）   | 必要な添付書類  |
|---|--|
| 就労（月 60 時間以上）   |  |
| 雇用されている場合<br>雇用による <u>就労開始予定</u> の場合<br>(育児休業等からの) <u>復職予定</u> の場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>勤務先会社等が発行した就労証明書</li> </ul> <p>※就労開始・復職予定者は、就労開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。</p>   |
| 自営業主の方  | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の営業主が記入した就労証明書</li> <li>事業内容が分かる書類</li> </ul>   |
| 自営業専従者<br>家族従業者の方   | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の営業主が記入した就労証明書</li> </ul>   |
| 役員・内職・業務委託にて従事している方   | <p>【雇用先より就労証明書の発行が可能な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営、委託、依頼元の会社等が発行した就労証明書</li> </ul> <p>【従事者本人が記入する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従事者本人が記入した就労証明書</li> <li>事業内容が分かる書類</li> </ul> |
| <p><b>【事業内容が分かる書類の例】</b></p> <p>営業許可通知書の写し、個人事業届の写し、登記簿謄本の写し等</p> <p>●役員・内職・業務委託・自営業主で<u>従事者本人が就労証明書を記入する場合は、事業内容がわかる書類の提出が必要です。</u></p> <p>また、会社等が発行した証明書をご提出いただいた場合も、内容確認のため事業内容が分かる書類等のご提出をお願いする場合があります。</p> |  |
| 就学している（通信教育は含まない）<br>(月 60 時間以上)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>在学証明書または学生証(写し)</li> <li>就学時間がわかるカリキュラム等の書類</li> </ul>  |
| 疾病、負傷、障がい等がある   | <p>【疾病・負傷がある方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>診断書</li> </ul> <p>※診断書には家庭保育ができない理由や期間の記載が必要です。</p> <p>【障がいがある方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳（写し）、診断書など</li> </ul>                   |
| 同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護(月 60 時間以上)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)など</li> <li>介護・看護についての申立書</li> </ul>   |
| 災害等の復旧にあたっている   | <ul style="list-style-type: none"> <li>従事していることが証明できる書類</li> <li>従事内容の申立書</li> </ul>   |

## 4. 申請にあたっての確認事項

---

### (1) 注意事項

- ◆ 利用を希望される方は、下記期限を順守の上で、添付書類とともに申請書の提出をお願いします。

**提出期限：令和6年11月15日(金) 17:00まで**

※期限を過ぎた提出につきましては、いかなる理由であっても受付いたしませんので、ご注意ください。

**提出先 現在通園している児童発達支援センター**

- ◆ 一時預かりの必要性の審査については、保護者全員が対象です。
- ◆ 福岡市が審査のために、申請者や申請に係る児童の保護者の就労先事業者等へ連絡・確認を行う場合があります。また、申請内容の確認が取れない場合や疑義がある場合は、書面による調査、面談を行うことがあります。
- ◆ 申請内容が事実と相違した場合は（書類の偽造・改ざん等を含む）、承認を取り消す場合があります。

### (2) 申請結果について

- ◆ 申請結果については、12月中旬をめどに、利用承認通知書または利用不承認通知書をご自宅へ送付いたします。

### (3) 利用選考について

- ◆ 一時預かり実施施設の受入枠を超える申し込みがあった場合は、一時預かりの必要性の高い方から利用を決定いたします(先着順ではございません)。利用が保留となった場合は、利用保留通知書をご自宅へ送付いたします。保留となったのち、受入が可能な状況となった場合は、お知らせいたします。

## 5. 問い合わせ先

---

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

こども未来局 子育て支援部 こども発達支援課 担当：古賀

TEL:092-711-4178

メール：hattatsushien.CB@city.fukuoka.lg.jp

ご不明な点等ありましたら、上記連絡先へご連絡ください。

## 児童発達支援センターでの一時預かりに関するFAQ

| No | Q  | A   |
|----|--|---|
| 1  | 会社の都合で就労証明書が提出締切に間に合わないのですが、どのようにすればよいでしょうか。           | 提出締切までに就労証明書の提出が必ず必要ですが、原本の提出に時間要する場合は、先にPDFやコピーで提出いただくことは可能です。その後、必ず原本の提出をお願いします。                                      |
| 2  | 就労証明書は原本での提出が必要ですか。                                    | 原本での提出をお願いします。控えが必要な方はご自身でコピー等をとられておくようにお願いします。   |
| 3  | 就労以外の要件でも利用はできますか。                                     | 一時預かりの利用要件は、認可保育所の利用と同等であり、就労以外に、就学、病気・障がい、介護・看護などがございます。詳しくは、「利用申請のご案内」をご確認ください。                                       |
| 4  | 育児休業中でも利用できますか。  | 育児休業中の方は一時預かりの利用はできません。   |
| 5  | 求職活動を理由に利用はできますか。                                      | 求職活動中の方は一時預かりの利用はできません。月60時間以上の就労が決まった場合は、就労開始日からが利用の対象となります。   |
| 6  | 今は働いていないのですが、今後預かりを利用して就労しようと考えているのですが、預かりの申し込みはできますか。 | 月60時間以上の就労予定の就労証明書があれば、お申込みすることはできます。   |
| 7  | 雇用期間のある仕事をしており、令和7年4月までに雇用期間が切れるのですが、預かりの申し込みはできますか。   | 雇用期間が更新される予定であれば、預かりの申込は可能です。その際、雇用期間更新後の就労証明書の提出が必要となります。  |
| 8  | 申請書を施設に提出することが困難な場合はどのようにすればよいですか。                     | 福岡市（こども発達支援課）に郵送若しくは持参をお願いします。  |
| 9  | 申請書が締切に間に合わない場合はどうなりますか。                               | 令和7年4月1日からの利用を希望される場合は、必ず締め切までの提出をお願いします。締切後に提出された場合は、4月1日からの利用選考を行ったのちに、受入枠に空きがある場合は、空き枠での利用選考の対象となります。                |
| 10 | 18時以降まで預かりしていただけないですか。                                 | 一時預かりは18時までであり、それ以降の延長はございません。  |
| 11 | 預かり後にバスでの送迎はしていただけないのですか。                              | 預かり後のバス送迎は行っておりませんので、保護者が施設にお迎えに来ていただく必要があります。  |
| 12 | 不測の事態で18時までにお迎えに行けない場合はどのようにすれば良いですか。                  | 18時までのお迎えは時間厳守でお願いします。不測の事態で18時に間に合わない場合は、必ずその旨を各施設にご連絡ください。  |
| 13 | おやつや飲料は必ず必要ですか。また、どのようなものを準備すればよいでしょうか。                | 長時間の預かりとなるため、おやつと飲料は必要です。内容につきましては、各施設でご相談の上でご準備をお願いします。  |
| 14 | 毎日ではなく、週に3回程度の利用を希望するのですが、申込は可能ですか。                    | 利用希望日数に関係なく、月に60時間以上の就労など、要件に該当していれば申込は可能です。利用が決定した場合は、預かりを実施する全ての日を利用することが可能となります。預かりを必要としない日がある場合は、事前に実施施設に報告をお願いします。 |
| 15 | 日中一時支援との違いは何でしょうか。                                     | 一時預かりは、常態的に療育後の預かりが必要な方を対象とした事業であり、日中一時支援は、病気、事故などにより一時的に預かりが必要な方を対象とした事業(月の利用回数の上限有)です。                                |
| 16 | 一時預かりと日中一時支援の併用は可能でしょうか。                               | 一時預かりの実施がない日に他の事業所などで日中一時支援を利用することは可能ですが、一時預かりが実施される日は一時預かりの利用を優先してください。  |
| 17 | 令和8年度以降も一時預かりは利用できますか。                                 | 利用期間は最長で令和8年3月31日までであり、令和8年度の利用を希望される方は再度利用の手続きが必要になります。その際、申し込み状況や施設の受入状況によっては、利用保留となる可能性があります。                        |